

「東京共同電子申請・届出サービス」から申請できます！



申請・手続情報

から

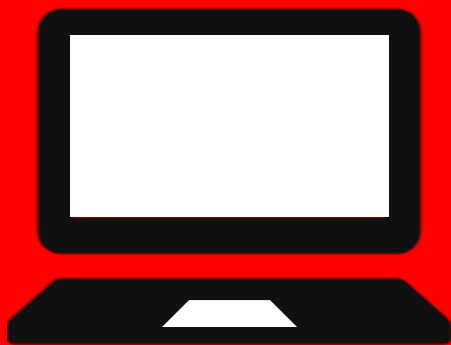
ID

(半角英数字)

名前

メール
アドレス

を登録するだけ！



電子申請
はじめました。

※詳しくは裏面をご覧ください。

「東京共同電子申請・届出サービス」

検索

尾久消防署のFAXが廃止になります！

電子申請対象手続は 東京消防庁HPからチェック

「自衛消防訓練通知書」はスマホからも申請可能！



【尾久消防署】

荒川区東尾久8-44-4

Tel: 3800-0119

Fax: 3810-0119 (R7.9.30廃止)

【尾竹橋出張所】

Fax: 3819-0004 (R4.9.30廃止)

【下尾久出張所】

Fax: 3819-0087 (R4.9.30廃止)

「東京共同電子申請・届出サービス」の ホームページからスタート！



申請者情報の登録

東京共同電子申請・届出サービス

自宅や職場などの身近な場所からインターネットを通じて行政手続ができるサービス。自宅などから受付時間を気にせずいつでも手続きができて便利です。

- 申請・手続情報
 はじめて利用する方
- 申請者情報登録
 申請状況照会

 申請者情報変更
 委任状照会

③ 利用規約を読み、該当項目を選ぶ

利用規約に同意しない

個人でご利用の方はこちらを押してください。
利用規約に同意する（個人）

団体・法人でご利用の方はこちらを押してください。
利用規約に同意する（団体・法人）

④ ID、名前、メールアドレスを入力

申請者ID 例：ogusyoubou

名前（姓名）

名前（フリガナ）

メールアドレス

⑤ 登録する自治体 「東京消防庁」にチェック

⑥ 「登録内容確認」 → 「仮登録に進む」

⑦ 登録したメールアドレスにメールが届く

⑧ メールに記載されたURLをクリック

⑨ パスワードを登録し、登録完了

自衛消防訓練通知書の申請



★ よく使われている手続

② 自衛消防訓練通報（自衛消防訓練通知書）
東京消防団エントリーシート

手続情報	
手続概要	東京消防庁管内の事業所が自衛消防訓練を実施する旨の通報を電子で受付します。
関連法令	消防法施行規則第3条、第51条の8 火災予防条例第50条の3
電子申請以外の手続方法	事業所の所在地を管轄する消防署に自衛消防訓練通知書の様式等を提出するか、FAXで送付してください。
業内・留意事項など	1. 必ず、事業所の所在地を管轄する消防署名を入力してください。 2. 通報の対象は、東京消防庁管内の事業所（編城市及び豊島区を除く東京都内の事業所）です。 3. 訓練資器材の貸出しや職員の手当申請を伴う通報はできません。直接管轄消防署にご相談ください。 4. 東京共同電子申請・届出サービスを経由することから、管轄消防署において通報された事実を把握するまでには時間を要します。 5. 電子申請の事前準備として、「申請者情報登録」又は「申請者情報変更」画面の「登録先自治体」にある「東京消防庁」へチェックを入れてください。（手順は以下リンク参照）
関連リンク	・管轄消防署の確認はこちら ・「申請者情報登録」や「申請者情報変更」の手順はこちら
問い合わせ先	管轄消防署 予防課 自衛消防担当

③

ログイン

ユーザIDを既にお持ちの方は、ユーザIDとパスワードを入力して、**【ログイン】** ボタンを押してください。

④ ユーザID

パスワード

⑤ 「自衛消防訓練通知書」の内容を入力

⑥ 送信

※消防署で受理されると、メールが届きます。